

樹木採取者公募の公示

令和4年1月6日

太田川河川事務所 平野 明德

次のとおり、「太田川河川事務所 公募型樹木伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：太田川河川事務所管内における河川区域内樹木伐採

2. 公募内容：河川内支障樹木の伐採及び搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期
令和4年2月10日(木)から令和4年3月4日(金)まで

4. 採取場所
①広島市安佐南区八木町地先
②山県郡安芸太田町下筒賀地先(上殿大橋付近)
③岩国市御堂原地先

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、又は持ち込みにより提出すること。

②提出期限

令和4年1月25日（火）まで

受付時間：9：30～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問い合わせ先

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所 管理課

電 話：082-222-9248（直通）

ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加に必要な条件等を有していると判断した者を採取者として選定する。

選定は先着順とするので、応募者が多数の場合は選定されない場合がある。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

②関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥その他の詳細は公募説明書のとおりである。

太田川河川事務所管内における河川区域内樹木伐採 公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近１年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、又は持ち込みにより提出すること。

なお、現地及び許可条件（特に、第８条～第１３条）を確認のうえ、提出すること。

②提出期限

令和４年１月２５日（火）まで

受付時間：９：３０～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀３-２０

国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所 管理課

電 話：０８２-２２２-９２４８（直通）

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加に必要な条件等を有していると判断した者を採取者として選定する。

選定は原則先着順とするが、応募者が多数の場合は選定されない場合がある。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送により通知を行う。

なお、通知は、令和4年2月1日（火）までを予定している。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面（公募伐採場所）のとおり

樹種：主にヤナギ、竹、エノキ等

6. 採取時期

令和4年2月10日（木）から令和4年3月4日（金）まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ①伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ②排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ⑤伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、責任をもって使用すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに担当する河川の出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行うこと。（別添、許可申請書による）

※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 採取料の徴収

河川法第25条の許可を受けたものは、樹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収は、本件については徴収の対象とはならない。（広島県及び山口県の担当部局に確認済み）

12. 問い合わせ先

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省 中国地方整備局

太田川河川事務所 管理課

電話：082-222-9248（直通）

13. スケジュール

- ・応募締め切り 令和4年1月25日（火）
- ・選定結果の通知 令和4年2月1日（火）までを予定
- ・河川法の申請 選定結果通知後、随時提出のこと
- ・許可書の発行 河川法の申請書受付後、1週間程度
- ・伐採作業開始 令和4年2月10日（木）
- ・伐採作業終了 令和4年3月4日（金）

14. その他

- ①応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ②採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を判断することができないため確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

許可条件

第1条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、出張所長の検査を受けること。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙（様式1）により出張所長に事前に届出し、かつ採取中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙（様式2）により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第8条 堤防道路から高水敷へ下りる進入路(坂路)を使用することができる。

第9条 出張所長が河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第10条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。

第11条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第12条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

第13条 第8条～第12条を遵守しない者は、許可の取り消し及び今後募集する河川内樹木の伐採の許可を行わない場合がある。

応募様式

令和 年 月 日

中国地方整備局
太田川河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名： _____ 印
住 所： _____
電 話 番 号： _____

令和4年1月6日付けで公募された「太田川河川事務所管内における河川区域内樹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所及び区画番号： ☐ 第1希望 _____地先・区画番号（ _____ ）
☐ 第2希望 _____地先・区画番号（ _____ ）
☐ 第3希望 _____地先・区画番号（ _____ ）
☐ どこでも良い

※応募場所及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りません。割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の用途： _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間： _____月_____日 ～ _____月_____日（のうち _____日間）を予定

作業実施者： 1日あたり _____人で実施予定

伐採方法： _____

搬出方法： _____

4. 過去の応募実績

☐ なし

☐ あり 平成・令和 _____年 _____月

※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

☐ 適 合

☐ 不適合

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近１年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

中国地方整備局
太田川河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名： 印

住 所：

電話番号も必ず記入してください

電 話 番 号：

令和4年1月6日付けで公募された「太田川河川事務所管内における河川区域内樹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

希望する項目の□に✓を入れ、地先・区画番号を記載してください

1. 応募場所及び区画番号： ☒ 第1希望 ●● 地先・区画番号（ 3 ）
☒ 第2希望 ●● 地先・区画番号（ 2 ）
☒ 第3希望 ●● 地先・区画番号（ 4 ）
☐ どこでも良い

※応募場所及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りません。割当ての際の参考とします。

2. 採取を希望する樹木の用途： 薪、キノコの原木

利用予定を記入してください

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

3. 採取に関する計画

作業予定期間： ●月●日 ～ ●月●日（のうち ●日間）を予定

作業実施者：1日あたり ●人で実施予定

伐採方法： チェーンソーで伐採

利用機具を記入してください

搬出方法： 軽トラックで搬出

車両を記入してください

4. 過去の応募実績

☐ なし

該当する項目に✓を入れてください

☐ あり 平成・令和 年 月

該当する元号に○をしてください

※複数の場合は余白にご記入下さい。

5. 参加に必要な条件の適合

☐ 適合

☐ 不適合

・条件の適合・不適合のいずれかに必ず✓をいれてください

・参加に必要な条件を満足している人が応募できます

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③暴力団の構成員等でないこと。

【法人の場合】

- ①自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ②過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団の構成員等が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

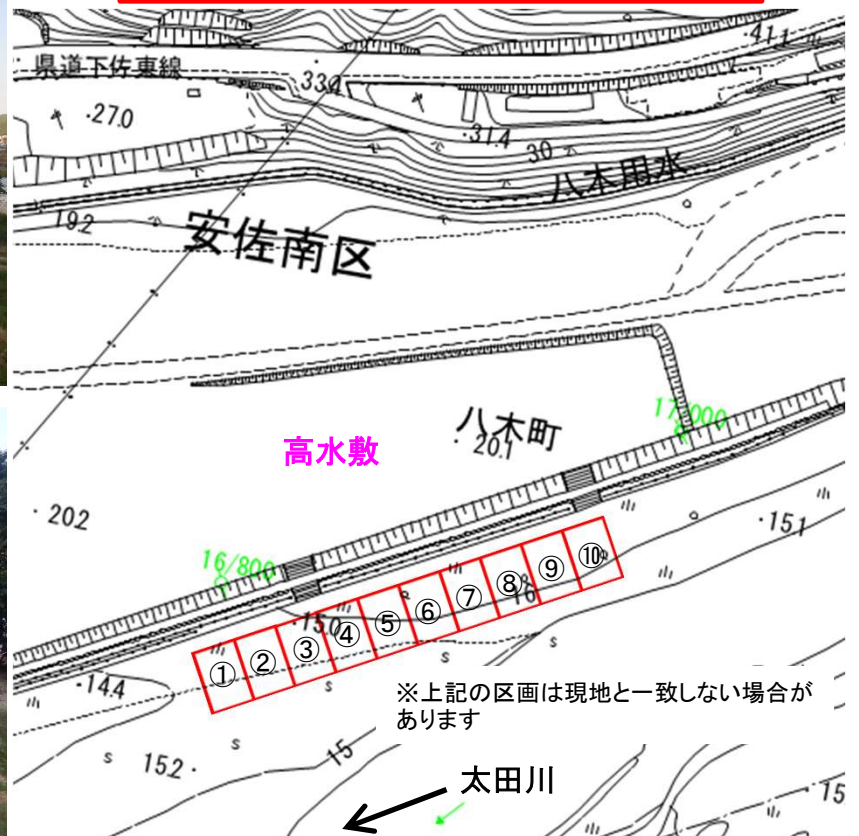
太田川 公募伐採場所 広島市安佐南区 八木町地先



公募伐採場所の状況



- ◆10区画【1区画 幅10m×奥行20m程度】
- ◆現地に区画番号を表示しています。



(注意)

伐採箇所から高水敷までは人力運搬が必要です。
伐採箇所ですくりにできます。

河川敷利用における注意事項

広島市安佐南区 八木町地先



✓ 車止めの鍵は、可部出張所で
事前に借りてください

➤ 9:30～17:30(土・日・祝日を除く)

➤ 可部出張所の連絡先

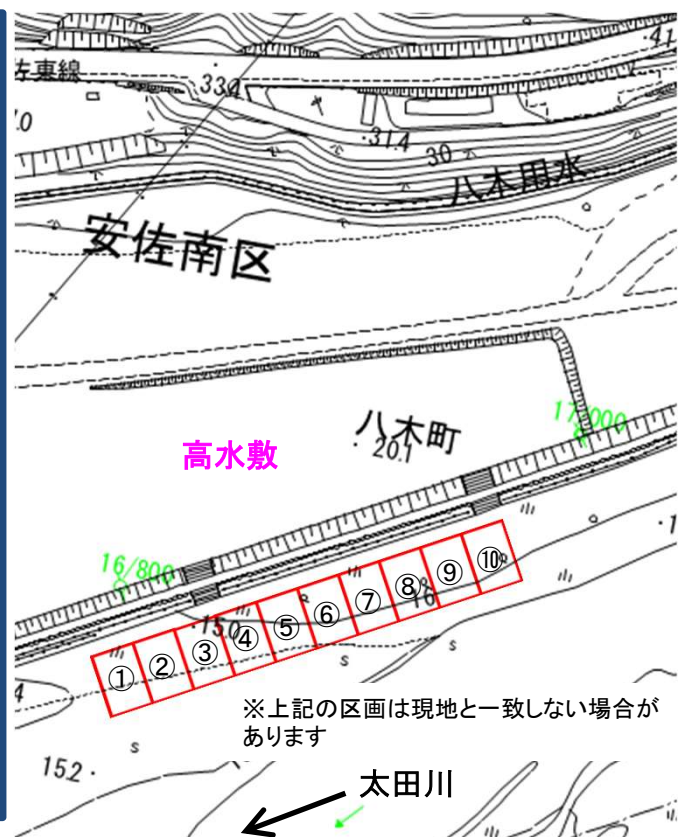
住所：安佐北区可部2丁目22-7

TEL:082-812-2216

✓ 車止めは、車の出入りのとき以外
は、必ず施錠してください

✓ 車で河川敷を走行する際は、徐
行してください。

✓ 散歩やランニング等の河川利用
者を優先し、安全に留意してく
ださい



太田川 公募伐採場所 山県郡安芸太田町 下筒賀地先



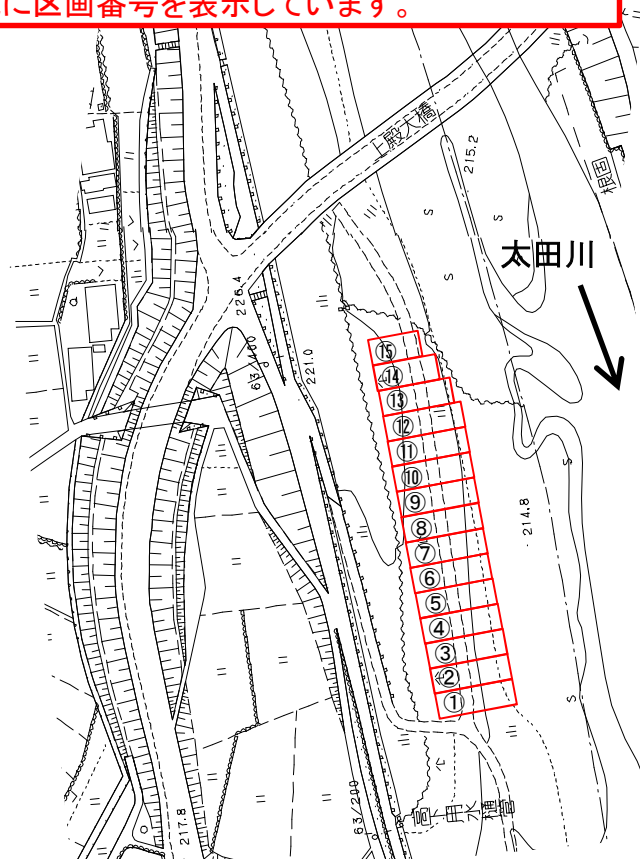
令和3年3月撮影

公募伐採場所の状況



令和3年11月撮影

- ◆15 区画【1区画 幅10m×奥行20～30m程度】
◆現地に区画番号を表示しています。

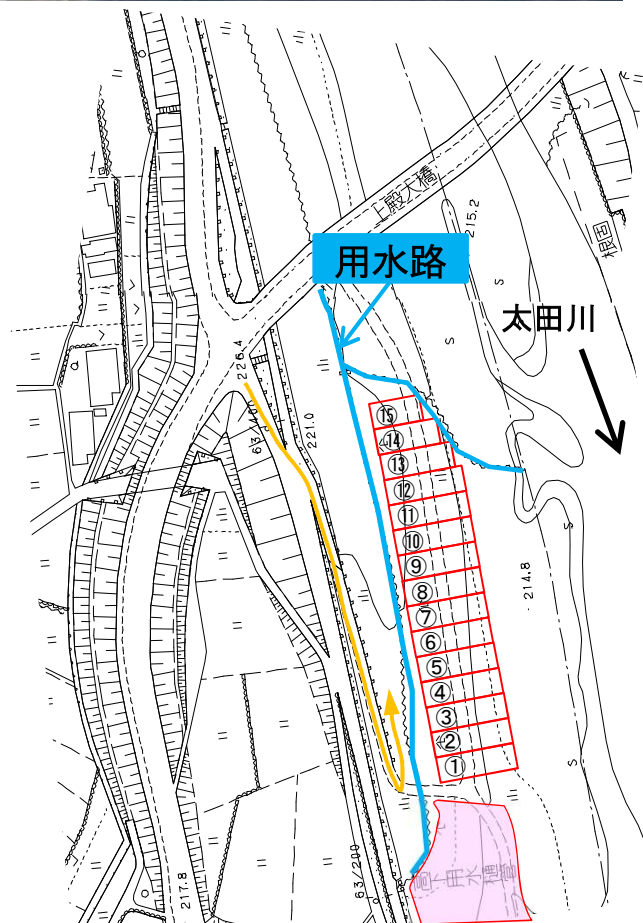


河川敷利用における注意事項

山県郡安芸太田町 下筒賀地先



- ✓ 車で河川敷を走行する際は、出来るだけ堤防側を走行してください。
- ✓ 伐採箇所沿いに用水路が流れていますのでご注意ください。
- ✓ 河川敷のピンク色の範囲には、車で入らないでください。
- ✓ 散歩やランニング等の河川利用者を優先し、安全に留意してください。



小瀬川 公募伐採場所 山口県岩国市 御堂原地先

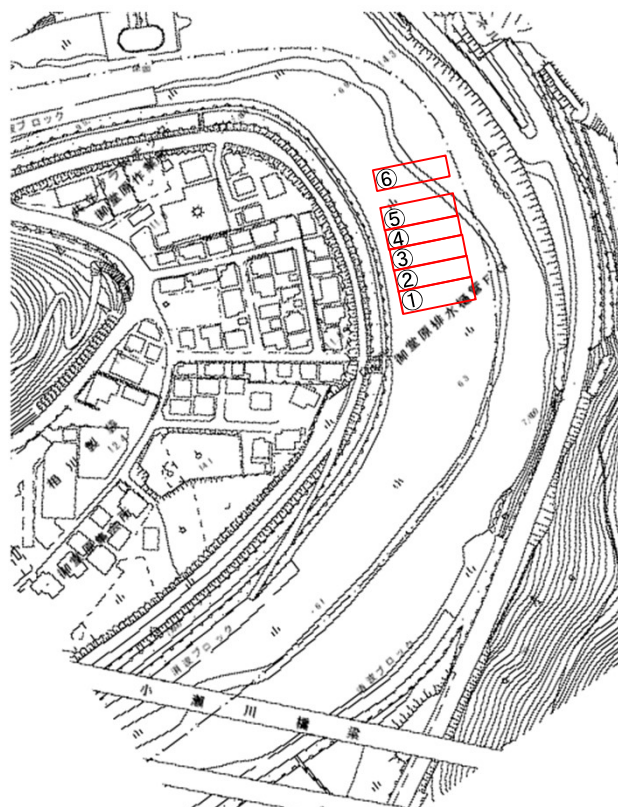


公募伐採場所の状況



令和3年11月撮影

- ◆6区画【1区画 幅10m×奥行20～30m程度】
- ◆堤防の道路上に区画番号を表示しています。伐採期間までには現地に表示します。



河川敷利用における注意事項

山口県岩国市 御堂原地先



- ✓ ゲートの鍵は、小瀬川出張所で
事前に借りてください
➤ 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)
➤ 小瀬川出張所の連絡先
住所：山口県岩国市小瀬字沖原282-6
TEL: 0827-52-2245

- ✓ ゲートは、車の出入りのとき以外は、
必ず締めてください
- ✓ 車で堤防天端や河川敷を走行する
際は、徐行してください。
- ✓ 散歩やランニング等の河川利用者を
優先し、安全に留意してください

